

平成22年(行コ)第42号 損害賠償請求等控訴事件

控訴人 和泉市長 他1名

被控訴人 小林洋一 他1名

控訴人補助参加人 社団法人大阪府市町村職員互助会(清算人 中田仁公)

## 被控訴人ら準備書面(1)

平成22年8月6日

大阪高等裁判所 第2民事部3係 御中

被控訴人 小林洋一

被控訴人 小林昌子

被控訴人らは、補助参加人の準備書面(1)に以下反論する。

### 第1 補助参加人の主張

補助参加人は、単年度毎の事業の負担金である補給金を各市町村等に返還する義務を負っていないから、退会給付金制度の廃止に伴う清算金は、清算義務の履行として行ったものではない。吹田訴訟の大阪高等裁判所の判決を受け、補助参加人が各市町村に対し、不当利得金を返還しなければならない可能性が高かった為に各市町村に返還したものであると主張する。更に仮に退会給付金の支払いが違法であり、同支払いに充てられた分の市町村等からの補給金の受領が不当利得に該るとした場合には、補助参加人は、本件清算金から不当利得として返還すべき額を控除した金額のみを支払う意志であったと解するべきとも主張する。

以上を論拠に大阪地裁平成17年(行ウ)第119号(以下第1次訴訟)で認められた不当利得金が支払われ、本件清算金からそれを控除した金額の清算金も支

払われているから、補助参加人が和泉市に支払うべき清算金は存在しないと主張する。

しかしながら、このような主張は本件清算金の性格を根本的に誤っており、失当である。以下のその点について陳述する。

## 第2 補助参加人の主張の誤り

### 1 本件清算金の性格について

本件清算金は退会給付金制度の廃止に伴いなされたものであるが、退会給付金制度は会員が退会する時に(自治体から退職するとき)、一種の退職金のような給付を行う制度であり、このため補助参加人は会員の会費及び市町村等の補給金から一種の積立を行っていたものである。この積立金は退会給付金の支給の原資となるもので、補助参加人の決算書では責任準備金として扱われている。(甲13号証)

退会給付金制度を廃止したことにより、この積立金(責任準備金)は補助参加人がこれを保有する原因が無くなるから(原判決 12 頁)、この積立金を会員及び市町村等に返還しなければならないのは至極当然の事である。仮に返還を行わずにこれを保有し続ければ、会員及び市町村等から債務不履行又は不当利得による損害賠償請求が起こされることは必定である。

従って、退会給付金制度の廃止に伴う清算金の会員及び市町村等への返還は、吹田訴訟での不当利得金とは何の関係も無い話であり、このような訴訟があっても無くても補助参加人は会員及び市町村等に清算金を返還する義務を負っており、補助参加人の「吹田訴訟の大阪高等裁判所の判決を受け、補助参加人が各市町村に対し、不当利得金を返還しなければならない可能性が高かった為に各市町村に返還したものである」との主張は本件清算金の性格からしてあり得ず、到底受け入れられない。

### 2 単年度毎の事業の負担金である補給金を補助参加人が各市町村等に返還する義務を負っていないとの主張について

補助参加人の主張は、単年度毎に収支は決済(決算)されており、仮に繰越金等内部留保金があったとしても、それを市町村等に返還する必要も無いし、義務も負っていないとの主張と思われる。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によれば、いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることされており、一般的にその額は事業費の30%程度以下が望ましいとされている。補助参加人の繰越金(内部留保)がこの範囲に留まっているのであれば、補助参加人の主張も一定首肯出来るがこの責任準備金はこの基準に比べ遙かに多額であり、この責任準備金はこの基準では内部留保に含まれない将来の特定の支払いに充てる引当資産若しくは将来の支出が明確な負債相当額に該当するものである。

会員の会費及び市町村の補給金の内退会給付金の原資となる部分(第1次訴訟では約7割と言われている)は将来の退会給付金の支給に対応するもので単年度毎の事業の負担金では無い。又通常の内部留保にもあたらないから、退会給付金制度の廃止に伴いこの部分を構成する負担金について、補助参加人が各市町村等に返還する義務を負っていないとの主張は誤りである。

### 3 100億円の算定根拠について

補助参加人は、100億円は吹田訴訟で認定された不当利得金の5年分に相当し、100億円の算定根拠であると主張する。

しかしながら、補助参加人も認めているように(控訴人準備書面(1)5頁)、不要となった積立金から、掛金相当分を会員に返還するとともに、会員への返還分を除いた100億円について、補給金相当分として各市町村等へ返還したものであり、あくまで100億円は会員への返還を行った残りの金額であり、不当利得分を積算し決められたものでは無い。結果的に不当利得の5年分に相当すると額である言うだけのことである。

この5年分に相当するとの算定も事実と異なり2年分強にしか過ぎない。補助参加人の5年分に相当するとの根拠は、吹田高裁判決での違法とされた補給金からの退会給付金への支出分の2/3の年間23億円(甲6号証その2)から算定

したものとするが、吹田高裁判決時と本件1次訴訟の時代では大きく状況が異なっている。即ち吹田高裁判決時(平成8年度)の退会給付金の支給額は80億円前後であるのに対し、1次訴訟の時(平成16年度)は退会者の増加で退会給付金の支給は130億円前後にも増加し、退会給付金を含む事業費の総額は、会費、補給金、運用利息の合計額を大きく上回り、責任準備金を取り崩す状況にあった。

そのような状況で吹田高裁判決のフレームをもとに1次訴訟の当時の違法とする額を算定すると、毎年45億円に相当し吹田高裁判決での違法額の2倍にも相当する。(別紙1参照)

以上から退会給付金制度廃止時に吹田高裁判決を焼き直したときの返還金100億円は、吹田高裁判決の不当利得額の2年分強に過ぎない。5年分相当とする算定は誤りであり、このような簡単な算定を補助参加人が失念したことは想像できないから、普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権に係わる消滅時効の5年を殊更協調し、100億円が如何にももってもらし事を示したかったに過ぎない。

又このような議論は、市町村等への配分が会員の返還に対して少ないのではないかとの疑問に答えるためになされたものであり(甲6号証その1 4頁参照)、このような議論があったことから、本件清算金の返還が1次訴訟で認定された不当利得請求権の弁済の為になされたという主張はあたらない。

#### 4 和泉市の補助参加人に対する清算金返還請求権について

補助参加人は、和泉市と補助参加人との間に清算金を返還する契約書が存在しないので、市の補助参加人に対する清算金返還請求権が存在しないと主張する。

本件清算金の返還の必要性(補助参加人の返還義務、和泉市の返還請求権)については既に述べたところであり、補助参加人は返還財源を100億円と確定し、それをもとに各市町村等への返還額を一定のフォーミュラで算定し、これを各市町村等に返還することを理事会で決定し、これを市町村等に通知した。既に評議員会等で理事会のそのような補助参加人の意向を承知していた市町村はその通知を了解し、振込口座を補助参加人あてに通知した。これらの一連の

行為でもって相互に清算金を返還する事が合意され、その結果各市町村は清算金返還請求権を保有し、その履行として補助参加人は市町村に清算金を返還した。

地方自治法第231条によれば、普通地方公共団体の長は、正当な原因のない歳入はこれを徴収することが出来ないとされ、本件返還金の受領も一連の合意をもってこの返還金を受領する権利を取得し、それを受領したものである。

更に言えば、和泉市と補助参加人の間には委託契約書が交わされており(甲4号証)、その第2条には乙(補助参加人)は定款及び諸規定の定めるところによりその事業を甲(和泉市)の職員に対して行うものとする。第3条に甲は、乙の事業に対し毎年補給金を納付する。と定められており、退会給付金制度は第2条の定款及び諸規定で定められた事業であり(甲5号証)この制度を廃止することは本委託契約に反し、第3条により本制度を前提に補給金を支出していたわけであるから(第1次訴訟では補給金の約7割が本制度の為の補給金と認定)、本制度を廃止した段階で和泉市は補助参加人に対し本制度の為に納付した補給金に相当する金員の返還を請求する権利を有することになったと解すべきである。以上の理由で、補助参加人の契約書が存在しないので市の補助参加人に対する清算金返還請求権が存在しないとの主張は失当である。

#### 5 流動資産(責任準備金)の会員と市町村等への配分について

補助参加人は、会員に掛金相当分として600億円を返還し、その残余を自治体に返還した。補助参加人が保有する流動資産は会員の掛金と市町村の補給金が原資となっている。補助参加人の事業の運営上会費と補給金がどのような事業に費消されているかが会計上明らかでなく、会費及び補給金の区別無くプールされて運用されており、従って流動資産の原資は会員の掛金と市町村の補給金で構成され、かつその比率は掛金と補給金の総額に対応すると考えざるを得ない。

その構成比率は概ね会費1に対し補給金2の割合であり、そうすると退会給付金制度廃止による流動資産の返還は概ねこの割合で配分するのが合理的と言わねばならない。ところが自治体への返還は700億円の中の100億円であり、不当に低く押さえられていると言える。

更に、会員の会費は退会給付金以外のその他給付や補助参加人の運営費等に費消されており、それにも拘わらず会費の全額に相当する額を返還したと言うことは、その中に市町村からの補給金が含まれていたと解せざるを得ない。会員への返還は新たな方式での会員への退会給付金の一括支給であるとされており(甲14)、そうすると第1次訴訟の退会給付金に補給金が含まれている事が違法であるとの判示に反する違法な行為と言わざるを得ない。

いずれにしても市町村等への100億円の返還は不当に少額の配分であり、そのような事情のある中で、補助参加人の「仮に退会給付金の支払いが違法であり、同支払いに充てられた分の市町村等からの補給金の受領が不当利得に該るとした場合には、補助参加人は、本件清算金から不当利得として返還すべき額を控除した金額のみを支払う意志であったと解するべき」との主張は論外である。

第3 本件清算金と第1次訴訟において認められた請求権との関係について(補助参加人準備書面(1)7頁以降)

- 1 補助参加人は、準備書面(1)8頁の(2)において、流動資産のうち100億円を補給金相当分として返還し、会員には残りの流動資産により積立金を返還する等して解散を予定していたと主張するが、これは事実が全く逆であり会員に積立会費相当分として600億円を返還し、残りを市町村等に返還したものである。これは補助参加人自体が準備書面(1)5頁で認めている。(甲6号証その1 4頁問⑩、甲6号証その2 10頁参照)
- 2 又市町村等に返還した100億円が吹田高裁判決の5年分に相当するとの主張も誤った算定である。
- 3 本件清算金に、仮に退会給付金の支払いが違法であり、同支払いに充てられた分の市町村等からの補給金の受領が不当利得にあたるとした場合において、補助参加人が各市町村等に支払うべき不当利得の返還金を含むものであり、補助参加人は、当該不当利得金を含む金員を本件清算金として支払ったと主張するが、既に本準備書面でその主張が誤りであることを主張したが、原判決12頁から14頁の判断からも補助参加人の主張が失当であることは明らかである。

4 補助参加人の主張はつまるところ準備書面(1)10頁の(5)小括で述べているように、平成16年4月から平成17年11月の間に市町村等から支出した補給金の内、退会給付金の原資となった部分については(第1次訴訟で認められた不当利得金)本件清算金の中にその全額が含まれるとの主張を論拠としている。具体的に言えば清算金2億6396万1531円(市立病院分を含む)の中に、第1次訴訟で認められた不当利得金1億4647万8137円(市立病院分を含む)が含まれているとの主張である。

既に本書面第2で清算金の性質等でその主張が失当であることは述べているところであるが、本件清算金の原資となった流動資産(責任準備金)700億円は制度補足の昭和55年から制度廃止まで、優に30年間積み立てた結果である。確かに平成16年4月から平成17年11月の間に市町村等から支出した補給金はその一部を構成している事は認めるが、それは30年間の一部であり、更に言えば、本件1次訴訟の当時は会費、補給金、運用金利の合計は退会給付金を含む事業支出を下回っており、清算金の原資となった責任準備金を取り崩す状況にあり、本件1次訴訟の当時の補給金が本件清算金の原資となるような状況ではなかった。(甲11号証)

原判決13頁の「退会給付金の原資とすることを目的として支出した本件補給金について、互助会がそれまでの支給額の全部を清算金として和泉市に返還したというのであればともかく・・・」と述べているように、清算金に1次訴訟で認められた不当利得金が完全に含まれるとの主張が失当であることは明らかである。

以上補助参加人の主張はいずれも失当で、原判決(12頁から14頁)の判断に誤りはない。

以上